

退職給付費用の期間配分

米 山 正 樹

I はじめに —問題の所在—

退職給付費用や退職給付債務のとらえかたに係る新たなルールが公表されて以来、その意義や問題点をめぐってはさまざまな議論が行われている。しかし技術的に難しい測定操作ゆえ、何がこの分野に固有の技術的な問題に過ぎず、何がその他の局面にも影響を及ぼしうる、その意味で「拡がりを有する」問題なのか、明確にいうのは困難といえる。実際、新たなルールで求められている処理の解説は多くみられるが、なぜその方法が採られているのか、それは最初から一意的に決まってくるものなのか、それともいくつかの選択肢から何らかの判断規準にもとづき採用されたものなのか、そういうところに言及した文献は乏しいように思える。

こうした事情に鑑み、ここではきわめて単純なケースを採り上げ、しかも論点を絞り込み、そのなかで何が正しいのかを確かめてみたい。ここで単純なケースというのは、退職給付に必要な資金を社内運用で確保する場合を指す。いわば企業外部の年金基金を利用せず、将来の支給に必要な資金を社内留保のうえ運用している企業を採り上げる。年金基金を利用している場合を採り上げると、母体企業、年金基金、さらには給付を受ける従業員という三者の関係を論じなければならず、その分、議論が複雑になってしまう。年金基金を利用する場合に固有の問題については、別稿にて改めて論じることとしたい。

この単純なケースにおいて採り上げるテーマは、退職給付費用の発生額はどれだけの大きさであり、それはその他の局面で求められる測定操作と整合的なものといえるかどうかである。新たに公表されたルールにみられる最大の特徴は、退職給付費用を発生ベースで、つまりキャッシュアウトフローの期間配分をつうじてとらえるところに求められる。この「発生」をいうことで、具体的な測定操作をどれだけ絞り込めるのかを確かめてみようというのである。

後に詳しく述べるとおり、未確定のキャッシュアウトフローにもとづく発生ベースの測定操作は、見積もりの修正から独立に論じるべき部分と、見積もりの修正を期間損益にどう反映させるべきかに関わる部分とに分かれる。本稿では、以下、主としてこれらふたつの問題を論じることとする。

II 退職費用の期間配分

(1) 要支給総額の割り当て —割引前のキャッシュフローでとらえた発生額—

先述のとおり、ここでは退職一時金や年金の支給に必要な資金を、社内運用で確保する場合の処理を採り上げたい¹。できるだけ単純なケースから議論を始めるのは、単純なケースにおいても生じる問題は、最も核心的なもの、あるいは本質的なものと考えられるからであり、何が最も

核心的な問題なのかをみきわめたいからである。

年金や退職一時金の性質をめぐってはさまざまな議論がありうるが、ここではさしあたり「後払賃金説」を受け入れることとする。後払賃金説のもとでは、年金や退職一時金も通常の給与と同様、従業員から提供された労働の対価とみなされる。そうになると、これらの費用も通常の給与と同様に発生ベースでとらえるのが首尾一貫した処理となる。つまりキャッシュアウトフローを待たずに費用をとらえることとなる。

続いては発生費用の具体的な大きさであるが、通常の給与については、発生額をめぐり解釈が分かれることは少ない。これに対し退職給付費用の発生額については、さまざまな考え方がありうる²。というのも、従業員が退職したときに生じると予想される退職給付支給額（割引かない絶対額でとらえたもの）のうち、どれだけかの期間に発生したのかをめぐっては、いくつかの見解がありうるからである。

そのうちのひとつは、勤務期間中における労働サービスの消費割合は每期均等とみて、（絶対額で）均等な退職給付費用を毎期に割り当てていく方法である。退職給付の発生原因は一定期間にわたる勤務それ自体であり、給与の大きさや企業に対する貢献度合いではないというのが、この方法を支える基本的な考え方といえる。この勤務年数と比例的な配分パターンは、日米の現行ルールで原則とされている。

もうひとつのやりかたは、従業員の全勤務期間における給与総支給額を見積もり、それと各期の給与支給額とを対比して、退職給付発生額を求めるものである。いわばこの方法は、給与支給額と比例的に退職給付費用を割り当てていく方法といえる。企業が消費した労働サービスの大きさは、従業員に支給した給与の大きさに最も端的に反映されているとみるのである。一般に勤続年数が長くなるほど給与は増加すると見込まれるため、各期に発生する退職給付費用は、後の年度ほど大きくなる。つまりこの方法は、費用を繰り延べる傾向の強いやりかたといえる。

ここで述べたとおり、退職給付費用の発生額（絶対額）については、ふたつのとらえかたがありうる。両者の相違は、退職給付の発生原因を一定期間にわたる勤務それ自体に求めるのか、それとも勤務により生じた給与に求めるのか、その違いから生じている。日米の現行ルールがこのうち前者を原則としているのは、給与額の決定要因はさまざまであり、純粋に消費された労働サービスだけを反映しているとは考えられないからと推察される。しかし棚卸資産の払出単価計算や減価償却費の計算において、さまざまな仮定が認められていることを考えれば、上記の問題点で後者がただちに排除されるとは思えない。にもかかわらず後者が例外扱いされている理由は、いまのところ明らかでない。

(2)退職給付費用の再配分 —勤務費用と利息費用—

1.ふたつの方法

絶対額のキャッシュフローを各期に割り当てたところで、次に問題となるのは、割り当てられた額をそのまま退職給付費用の発生額とみるのか、それとも割り当てられた額を現在価値に引き直すのかである。

日米の現行ルールはこのうち、現在価値に引き直した大きさを退職給付費用をとらえるやりかたのほうを指示している。もちろん、勤務に起因する退職給付費用発生額（勤務費用）を割引現在価値でとらえた場合、その合計額だけでは退職給付要支給額に満たない。そこでは、「過小」計上した費用にみあう引当金を割り増すことにより、従業員の退職時点までに、引当金残高と要

支給額とを一致させる作業が求められる。日米の現行ルールでは、引当金の割り増しにより計上される費用を利息費用と呼び、これも退職給付費用の構成要素とみなしている。

これに対し、絶対額で割り当てた額をそのまま退職給付費用とみる場合は、毎期に発生した費用の合計額が要支給額と一致する。そこでは、いわゆる勤務費用だけが計上されることとなり、利息費用が退職給付費用を構成することはない。

これらふたつの方法を比較したとき、前者の選択は、はたしてそれほど自明なことなのだろうか。もしそういえるのなら、前者はどのような論拠に支えられているのであろうか。割引現在価値により勤務費用をとらえることの意義を、ここで改めて問い直してみたい。

2. 割引現在価値による測定操作の意義と問題点

(a) 意義

最初に、割引現在価値による計算の基本的な構造を確認しておきたい。先に述べたとおり、この方法による場合、実際に労働サービスの提供を受けた期間には、絶対額でとらえた発生費用の一部だけしか期間損益に反映されない。残りは利息費用という形で、漸次、サービスの提供を受けた後の期間に計上されることとなる。つまりこの方法は、労働サービスの対価として発生した退職給付費用を、サービス受領後の各期に再配分するやりかたといえる。労働サービスを受領したときに全額を発生費用とみなすのではなく、一部を遅延認識する理由はどこに求められるのであろうか。

この点については、異時点間でキャッシュフローを配分する場合、貨幣の時間価値を考慮しなければならないからと説明されることが多い。割り引かないキャッシュフローを各期に配分すれば、企業の犠牲を過大に見積もることとなる。実際のキャッシュアウトフローは将来に生じるものであり、支払いが猶予されている間、企業は少なくとも時間価値にみあう利得を獲得しうる。そうであれば、時間価値に相当する機会利得を控除した大きさを退職給付費用の発生額をとらえるべきというのである。

このほか、負債に係る評価の整合性という観点から、割引現在価値による勤務費用の測定が支持されることもある。負債の大きさは一般に、当初のキャッシュインフローと事後のキャッシュアウトフロー（元利双方を含む）とを一致させるような割引率（実効金利）による現在価値と解釈できる。事実、中途の利払いが求められない社債などについては、この実効金利などによる割り増し計算が行われている。とすれば、退職給付費用やそれのみあう引当金も、割引現在価値でとらえるべきというのである。

(b) 問題点

上記ふたつの主張に対しては、それぞれ次のような議論が可能といえる。まず費用や負債の測定にあたり貨幣の時間価値を考慮すべきという見解に対しては、機会利得や機会費用を考慮するのは現行ルールになじまない発想と主張できる。もちろん、現行ルールは機会費用や機会利得の存在を無視しているのではない。その存在を知りながら、なおそれらの調整は利益情報の利用者に委ねるべきであり、利益それ自体には機会費用などを反映すべきでない³と考えるのが、現行企業会計の基本的なスタンスである³。とすれば、退職給付費用やそれのみあう引当金の大きさをとらえる場合にかぎって、機会利得を考慮しなければならない理由を見出すのは難しい。

他方、評価の首尾一貫性を重視する見解に対しては、金融負債と退職給付引当金のような非金融負債との間に、なぜ整合性を保たなければならないのかと主張できる。金融負債の場合は実際に借り入れた金額で当初の簿価が決まり、それを要返済額に近づけるために支払利息に係る割り

増しという操作が求められることとなる。そこでは、事後に規則的な割り増しという測定操作が予定されていることから、割り増し前の簿価に割引現在価値という解釈が与えられている。つまり（金融）負債は一般に割引現在価値で評価されているという場合、その意味するところはせいぜい、キャッシュフローに裏づけられた支払利息を計画的に配分しているということに過ぎない。

とすれば、消費した労働サービスをもとに計上される退職給付費用や、それにあって生じる退職給付引当金の大きさをとらえる場合、金融負債がどう評価されるのかを参考にすべきとは思えない。前述のとおり、金融負債で期間配分の対象となっている利息は、まさしく借り入れた額に応じて支払うべきものであり、機会利得や機会損失とは異なる。キャッシュアウトフローの裏づけある支払利息を配分する際、一定の利率で割り増す操作が支配的であることと、退職給付費用の測定にあたって機会利得の分だけ将来キャッシュフローを割り引くこととの間には、大きな隔たりがみられる。

もちろん、退職給付費用に係る引当金を金融負債とみなしうるのなら話は違ってくる。退職給付はほんらい、労働サービスの消費と同時に支払うべきものであり、また従業員の退職を待たずに支給することが可能であるにもかかわらず、あえて支給を繰り延べているものとみなすのである。繰り上げ返済が可能な状況を想定すれば、返済しようと思えばできた（にもかかわらず実際には繰り上げ返済しなかった）額を従業員からの融資とみなし、そこで生じた「金融負債」を退職時点の要支給額へと割り増していくような操作にも、意義を見出すことができるようになる。

しかし確定拠出型の退職給付制度においては、あらかじめ決められた給付期日に確定額を支給することが求められている。そこでは繰り上げ返済が想定されていない。繰り上げ返済が起り得ないとすれば、それを抑制した退職給付費用の計算に積極的な意義を見出すのは難しい¹。そうすると、退職給付に係る引当金を金融負債とみなし、割引現在価値で整合的に評価すべきというのも困難となる。

3.割引現在価値による測定を支持する米国固有の事情

ここで述べてきたとおり、退職給付に係る将来キャッシュフローをいったん絶対額（割引引かない金額）で各期に配分した後、それを割引現在価値に引き直して勤務費用発生額を求めるやりかたは、決して自明なものとはいえない。にもかかわらず、割引現在価値による測定のほうが優れているとみなされる理由は、退職給付費用やそれにあう引当金のとらえかたについて、早い時期からルール（FASB [1985a]）が整備されていた米国の事情に求められよう。

(a)伝統的な概念基準書との整合性

よく知られているように、米国においては負債をはじめとする財務諸表の構成要素が、いわゆる概念基準書で定義づけられている（FASB [1985b]）。そのなかには、負債に共通の特質は利息であり、それは貨幣の時間価値や支払い遅延の価格を反映しているという記述がみられる。そこには負債に係る具体的な測定操作が明記されているわけではないが、負債の評価に際し、一般に利息の要素を考慮すべきというFASBの基本的な姿勢を読みとることができる。とすれば、この基準書とほぼ同時に公表された退職給付に係る基準書において、負債の定義や一般的な特質に係る先の記述が尊重されたことは容易に想像できよう。

(b)新たな動き

米国ではさらに、近年、割引現在価値の意義やそれにもとづく具体的な測定操作をひとつの基準書に集約しようとする動きがみられる（FASB [1990], FASB [1996b], FASB [1997], FASB [1999]）。割引現在価値にもとづく測定操作がさまざまな局面で求められるようになったのを受

け、汎用性の高い用語を確認・整理するのを趣旨とした「現在価値プロジェクト」が発足したのである。そこでは、金融資産・金融負債のみならず、事業用資産や事業活動から生じた長期負債（退職給付に係る引当金や繰延税負債）なども検討対象に含まれている。一連のプロジェクトにおいては、どのような局面で、何のために、いかなる割引現在価値でストックを評価すべきかについては、必ずしも合意が得られていない。しかし割引現在価値を用いること自体に根本的な疑問が寄せられたことはないようである。

こうした流れを受け、FASBは、長期にわたる非金融負債という点で退職給付に係る引当金と等質的な、長期性資産の閉鎖および除却によって生じるコストにみあう引当金についても、割引現在価値による評価を求めている（FASB [1996a]）。退職給付でいうところの勤務費用にみあう部分については、対応する長期性資産の原価に算入し、減価償却の手続をつうじて費用化することになっており、即時費用化される勤務費用とは異質な処理が求められている（FASB [1996a], para.17）。しかし長期資産原価として資本化される部分の大きさは、将来キャッシュフローの割引現在価値で評価することになっているし、それと両建ての引当金についても、時の経過による現在価値の変化分、つまり利息費用相当額に退職給付と同様の処理が求められている（FASB [1996a], para.14）。

いまみてきたとおり、米国における現行ルールの整合性を保とうとすれば、勤務費用の大きさを割引現在価値でとらえ、事後、利息費用を計上しながらこれを割り増していくような測定操作が導かれることとなる。米国に遅れて退職給付に係る基準書を公表した国際会計基準などは、この米国ルールを参考にしながら作成されたものといえる。これよりさらに遅れて公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書（大蔵省企業会計審議会）」は、会計基準の国際的な調和という観点から視野に収めながら、こういう測定操作を受け入れたのであろうと推察される。

しかし、逆にいえば、勤務費用を割引現在価値でとらえ、退職給付に係る費用を勤務費用と利息費用に分けてとらえるやりかたは、米国ルールの内的整合性を考えなければ、勤務費用を割引引かずにとらえる方法より優れた方法と言い切るのは難しい。そうなると、問題は、金融負債と非金融負債を明確に区別することなく定義づけ、負債は一般に（支払）利息を生み出すものと特徴づけた、財務諸表の構成要素に係るFASBのプロジェクトそれ自体の意義に移ることとなる。本稿で取り扱うには大き過ぎる問題であるため、ここでは立ち入らないが、これが今後に残された課題である旨、ここに明記しておくこととしたい。

Ⅲ 退職給付に係る見積もりの修正

今度は、退職給付に係る将来事象の見積もりに議論を進めたい。周知のとおり、退職給付債務や退職費用の大きさを求める際は、さまざまな形で将来事象を予想し、それを測定操作に反映させなければならない。前節で採り上げた利息費用の問題は、当初の期待どおりに事態が推移しても避けられない問題であった。しかし実際には、すべての事態が期待どおり実現するというのは現実離れした想定であり、見積もりの誤りが判明することも少なくない。そこでは、誤差の修正分を期間損益にどう反映させるのかが問われることとなる。

この点について、現行ルールの内的な整合性という観点から、何らかのインプリケーションを引き出すことは可能であろうか。退職給付費用は事業活動で生じることとなった将来のキャッシュアウトフローを、適宜期間配分して求めたものである。これと同様の、事業活動で生じたキャ

ッシュアウトフローを配分する局面で、見積もりの修正にもとづき配分パターンが変更されることはありうるのであろうか。事業活動によるキャッシュアウトフローの配分といえば、長期利用目的の資産に係る減価償却の手続が典型例として挙げられる。まずはこのケースで、どのような見積もりの修正が行われているのかを確かめることとしたい。

(1)事業資産に係る見積もりの修正

1.耐用年数の短縮という形をとる修正

償却性資産に係る見積もりの修正手続は、大きくふたつに分けられる。ひとつは耐用年数の短縮であり、もうひとつは減損である。

前者すなわち耐用年数の短縮（臨時償却）については、①「当初から短縮後の耐用年数をもとに減価償却手続を進めていけば達成されたはずの簿価」まで評価を切り下げ、切り下げにみあう臨時償却費を計上する方法と、②切り下げは行わず、償却を早期に完了させるため旧来より多くの償却費を計上する方法がありうるとされている。第一のやりかたは、耐用年数の短縮という事実を過去に遡って期間損益に反映させるものなのに対し、第二のやりかたは、短縮の事実を将来の期間損益だけに反映させるものといえる。米国の現行ルールは第一のやりかたを採用しているのに対し、日本の現行ルールは第二のやりかたを採用しているといわれる。

2.減損という形をとる修正

他方、後者すなわち減損は、事業資産の保有目的が変化した場合に求められる簿価切り下げの手続と理解できる。耐用年数の短縮が、現在の用途と与件としたうえで行われる見積もり（利用価値が売却価値に満たなくなるのはいつか）の修正なのに対し、減損のほうは、現在の用途が最善の選択とはいえなくなった場合に求められる手続なのである。

周知のとおり、投資の成果は一般に、投資目的に応じて設けられた業績評価のしくみにもとづきとらえることになっている。とすれば、投資目的が変化した場合は新たな業績評価の基礎をもとに成果をとらえ直さなければならない。減損による簿価切り下げの手続はこのように理解されるのである⁵。

(2)事業資産と退職給付の異同

では事業資産に係るこれらの測定操作から、退職給付に係る見積もりの修正について、何らかのインプリケーションを引き出せるのであろうか。

1.退職給付に係る「減損」

まず減損についていうと、この形をとる見積もりの修正から、退職給付に関するインプリケーションを引き出すのは難しい。というのも、退職給付の要支給額に関する見積もりが変化したところで、退職給付の基本的な性格が変わるとは思えないからである。事業資産に生じた保有目的の変化を契機とする減損の手続は、その意味で退職給付には馴染まないものといえる。

退職給付の意義については、従業員から提供を受けた労働サービスの対価、功績報償、生活保障などの見解がある。いずれも、退職給付は企業が存続するかぎり不可避で転用不能な人件費の構成要素という点では共通している⁶。退職給付の支給に期待されるものが変化しない以上、そこでは、旧来の計算を打ち切り、投資の成果を新たにとらえ直すような操作が求められることもないと考えられる。

2.減損以外の形をとる見積もりの修正

(a)配分期間の修正

これに対し耐用年数の短縮という形をとる見積もりの修正からは、退職給付についてのインプリケーションを引き出すことができる。退職給付のケースで事業資産の耐用年数に相当するのは、従業員それぞれの勤続年数である。現行ルールにおいて退職給付費用は、個々の従業員が退職するまでの間に配分し尽くすことになっている。これを与件とすれば、勤続年数に係る予想の変化も耐用年数と同様、ただちに期間損益に反映させるべきこととなる。そうしなければ、従業員が退職し、もはや労働サービスを提供しなくなったにもかかわらず、その従業員に係る退職給付費用を計上するおそれが残される。この事態を避けるためには、キャッシュフローの裏づけを待たずに見積もりを修正しなければならない。

そうすると退職給付に係る見積もりの修正においても、耐用年数を短縮する場合と同様、ふたつの会計処理がありうることとなる。ひとつは、新たに判明した見積もりにもとづく「正しい」計算を当初から行っていけば得られたはずの評価額へと簿価を修正する方法である。もうひとつは、遡及的な簿価修正を行わず、修正の影響を以降の期間損益だけに反映させる方法である。保険数理上の差異が発生した場合、その全額をただちに期間損益に反映させるのが前者なのに対し、後者はそれを遅延認識するやりかたといえる。

先にも簡単に言及したとおり、事業資産については、遡及修正にもとづく損益を認識するのが日本のやりかたなのに対し、見積もりの修正が及ぼす影響をそれ以降の年度にかぎって反映させるのが米国的なやりかたと言われている。この点について退職給付のケースとの整合性を保とうとすれば、(平均)勤続年数に係る基礎率変動の影響を遅延認識できるのは日本だけであり、米国ではそれが認められないこととなる。しかし実際には、米国においてもその遅延認識(いわゆる回廊アプローチなど)が認められている。この点をどう説明するのが今後に残された検討課題といえる。

(b)配分対象たるキャッシュアウトフローの修正

以上、少なくとも配分期間に係る見積もりの変更にかぎっては、事業資産のケースから退職給付の会計処理についてインプリケーションを引き出せることが確かめられた。しかし退職給付の場合は、配分対象となるキャッシュアウトフローそれ自体が確定しておらず、そこでも見積もりの修正が起こりうる⁷。配分対象に係る見積もりの修正も、配分期間の修正と同様に考えてよいのであろうか。

もし退職給付の要支給額に係る見積もりが変化したにもかかわらず、その事実を期間損益に反映させなかったら、配分期間に係る見積もりが変化した場合と同様、従業員が退職した時点で退職給付引当金の過不足が生じてしまう。こういう事態を避けるのが不可欠の要請とすれば、配分対象たるキャッシュアウトフローについても、見積もりの変化を期間損益に反映させることになる。

考えてみれば、事前に決められた配分期間に配分対象となるキャッシュフローの総額を配分し尽くすべきというのは、期間配分に際して遵守すべき最も基本的なルールといえる⁸。とすれば、配分対象それ自体が未確定な退職給付については、要配分額が変動した場合、その事実を損益計算のありかたに反映させなければならない⁹。その点で、配分期間の修正と配分対象の修正とは等質的な側面を有しているのである¹⁰。

もちろん、配分対象に係る見積もりの修正というだけで一意的な会計処理が導かれてくるのではない。耐用年数の短縮と同様、その事実を「当初から知りえたはずのもの」とみて遡及修正を

行うやりかたのほか、修正の事実を判明時点以降の年度にかぎって反映させるため、修正に伴う損益を遅延認識するやりかたも導かれてくる。先述のとおり、米国においては後者を、日本においては前者を採れば、日米それぞれの現行ルールは内的な整合性が保たれることとなる。

(c)配分期間にも配分対象にも影響の及ばない修正

ここで述べたとおり、いわゆる保険数理上の差異に含まれる項目のほとんどについては、見積もりの変化を期間損益に反映させるべきこととなる。しかし基礎率を構成する要素のなかには、見積もりの修正が配分対象や配分期間とは独立に行われるものもある。これに相当するのは、割引率に係る見積もりの修正である。割引率の変更は、退職給付の要支給額を勤務費用と利息費用にどう区分するのか、それぞれの大きさに影響を及ぼすに過ぎない。はたしてこの影響を期間損益にどう反映させればよいのであろうか。

先述のとおり、キャッシュフローの期間配分による業績評価においては、みだりに配分パターンを変更すべきでないとされている。事業資産の減価償却についていうなら、市場価格や主観的な利用価値の増減にもとづく簿価の切り上げ・切り下げや償却基準の変更（定額法から定率法への変更など）がこれにあたる。このような形で配分パターンを変えたところで、耐用年数を通算した要配分額には影響が及ばない。そういう場合は、原則として、当初の予定どおり計画的・規則的にキャッシュフローを配分し続けることになっている。

こういうケースと首尾一貫性を保とうとすれば、いったん計上した勤務費用を要支給額に一致させるための割引率については、市場金利の変動いかにかわらず固定すべきこととなる。要支給額が事後的に増加した場合は、それにみあう勤務費用の追加計上分を要支給額と一致させるような割引率についても、これを固定すべきこととなる。

にも関わらず、現行ルールにおいては、退職給付の要支給額を一律、ひとつの割引率で現在価値に引き直すことになっている。この割引率は毎期の市場金利と連動しており、市場金利が変化した場合は、それに伴い割引率の修正（およびそれにもとづく修正損益の計上）が求められる¹¹。こういう測定操作に疑問が寄せられることはまれであったが、ここでの議論によれば、これは必然とはいえない。むしろ勤務費用が生じたときの割引率を維持するのが、事業投資の局面で生じた見積もりの修正に係る整合的な処理といえる。前節で述べたとおり、従業員から労働サービスの提供を受けたときに生じる費用を勤務費用と利息費用に分割すること自体、そもそも問題の残る処理といえる。それに加え、市場金利に連動した大きさで利息費用をとらえようとすることで、別の問題が生じているのである。

IV おわりに

最後に、以上の議論を要約しておきたい。よく知られているとおり、退職給付に係る日米の現行ルールにおいては、その費用を発生ベースで、すなわちキャッシュフローの期間配分によりとらえることになっている。はたしてこの配分手続は、その他の局面で求められるものと首尾一貫しているのであろうか。あるいは、退職給付に係る特殊事情ゆえ、整合性を保とうとすること自体が意味をなさないものであろうか。現行ルールで要求されている配分手続について、業績評価に係る内的な整合性の観点から意義や問題点を論じるのが、本稿の主たるテーマであった。

もっとも、ひとくちに退職給付費用に係る配分手続といっても、見積もりの修正に関わる部分と見積もりの修正から独立に論じられる部分で大きく異なる。ここでは、両者を区別して論じる

こととした。まず当初の期待がそのまま実現するものと仮定したとき、配分手続で問題となるのは、(1)従業員の労働により増加した退職給付要支給額を、割り引かないまま各期にどう割り当てるべきかであり、(2)いったん割り当てられたものを現在価値に引き直し、勤務費用と利息費用という形で区分把握するかどうかである。このうち(1)については言い出すことが乏しい。これに対し(2)については議論の余地が残されている。

勤務費用を割引現在価値でとらえる方法を支える論拠としては、貨幣の時間価値を期間損益に反映させるべきというのが有力といえる。割り引かないキャッシュフローをもとにとらえた退職給付費用は時間価値の分だけ過大になってしまうというのである。しかしその一方、勤務費用を割引現在価値でとらえた場合は、実際には労働サービスの提供を受けていない年度に、労働サービスの消費を原因とする発生費用が計上されることとなる。これを費用と収益との対応という観点から説明するのは難しく、いわゆる「負担能力への配慮」から認められた繰り延べに過ぎないとも考えられる。なぜ発生費用を勤務費用と利息費用に区分するのは、今後さらなる検討が必要な課題といえる。

続いては、退職給付が当初の予想より多く見積もられるようになったり、少なく見積もられるようになった場合の処理が問題となる。事業投資で見積もりの修正が問題となるケースとしては、減価償却の対象となる資産に係る(1)耐用年数の短縮や(2)減損が典型例といえる。このうち減損は投資目的それ自体の変化を契機とする簿価修正といえるため、退職給付に係る見積もりの修正とは馴染まない。ここでは耐用年数を短縮する場合のほうをもとに、退職給付に係る予想の変化を期間損益にどう反映させるべきかを論じることとした。

よく知られているとおり、事業投資に係る業績評価においては、基本的に、いったん定めた配分パターンを経済環境の変化にかかわらず維持することになっている。事業資産に係る市場価格の上昇分や未実現の「のれん」をその評価に反映させたところで、その評価益は後の償却負担を増やすだけといえるからである。しかし耐用年数（配分期間）が変化した場合だけは例外となる。その事実を期間損益に反映させないと、実際の（すなわち修正後の）配分期間が終了しても償却費の過不足が残ってしまうからである。この点で減価償却の対象となる資産のケースと退職給付のケースに違いはみられない。そうなる退職給付の場合も、配分期間（通常は予想される勤続年数）に係る予想が変化した場合は、その事実を期間損益に反映させなければならないこととなる。

このとおり「配分期間内に、要配分額を過不足なく」配分するための修正なら、（例外的とはいえ）むしろ積極的に行うべきとすれば、退職給付については、別の形をとる修正がもうひとつ求められることとなる。それは配分対象たるキャッシュアウトフローの大きさに係る修正である。配分すべき総額に変化が生じたにもかかわらず、その事実を期間損益に反映させない場合は、配分期間が変化した場合と同様、配分期間が終了しても退職給付費用に過不足が生じてしまう。この事態を避けるためには、見積もりの修正が不可欠となる。事業資産の減価償却においては要配分額が確定しているため、これは退職給付に固有の操作といえる。

見積もりが変化した事実を期間損益に反映させるやりかたとしては、過去に遡って修正損益を計上する方法と、その事実を判明時点以降の期間にかぎって反映させる方法がある。事業資産について耐用年数を短縮する場合に求められる処理からすると、米国は後者、日本は前者を採用しているように見える。しかし退職給付については、日米とも「保険数理上の差異」として遅延認

識する方法が採られている。配分期間や配分対象に係る見積もりの修正方法について、なぜ整合性を欠く処理が（とりわけ日本で）求められているのかは、今後さらなる検討が必要な課題といえる。

なお退職給付費用や退職給付債務の測定においても、配分対象たるキャッシュアウトフローや配分期間に影響の及ばない見積もりの修正がみられる。割引率の修正がこれに相当する。これまでの議論からすれば、配分期間にも配分すべき総額にも影響が及ばないような予想の変化では、配分パターンをみだりに変えるべきでないということになる。つまり市場金利の変動いかににかかわらず、勤務費用が発生したときに用いた割引率をその後も利用し続けるのが、事業投資に係る業績評価のありかたと整合的な処理といえる。にもかかわらず日米の現行ルールは、割引率の変化分も「保険数理上の差異」の構成要素とみなしている¹²。この点についても、今後さらなる検討が必要といえる。

これまで検討してきたように、退職給付の支給に要する資金を社内運用で確保する単純なケースでさえ、いくつかの本質的な問題を見出すことができる。退職給付の会計問題という場合、外部の年金基金に運用と管理を委ねる場合の問題に関心が集まりがちといえる。しかし、より核心的な問題は、もっと単純で素朴なケースにこそ潜んでいるようにみえるのである。

[注]

- 1 退職一時金と年金を一括して論じることが許されるかどうかについても、ほんらい議論の余地が残されている。
- 2 退職一時金に係る費用と年金費用を退職給付費用と総称する。
- 3 利益情報の利用者毎に、直面している機会費用や機会利得の大きさが異なるからである。
- 4 もちろん、返済に必要な資金を信託に廻すことにより、事実上の繰り上げ返済を行うことは可能である。しかし返済資金の預託という形をとらなければならないことは、繰り上げ返済が困難であることのあらわれともいえる。
- 5 このほか、減損の意義を、簿価の回収可能性を保つため、「企業にとっての価値」で測った回収可能額まで簿価を引き下げる手続に求める見解もありうる。最低限、簿価にみあう資金は回収可能という期待が伝統的に寄せられてきた以上、期間配分のありかたにかかわらず、簿価の回収可能性は定期的にチェックすべきというのである。実際、国際会計基準や英国の現行ルールはこの見解と整合的なものとなっている。しかしこういう解釈には、いくつかの問題が残されているため、ここではこれを探り上げない。詳しくは一連の拙稿を参照。
- 6 退職給付に係る引当金にかぎらず、負債は一般に「転用」という想定になじみにくい。
- 7 さらにいうと、直前の段落までは、配分期間と配分対象があたかも完全に独立した問題であるかのように論じてきた。しかし実際には、両者は完全に独立の問題とはいいきれない。例えば、先に採り上げた（平均）勤続年数短縮のケースで、勤続年数が退職給付支給額と結びついていると、勤続年数の変化は配分対象たる将来のキャッシュアウトフローにも影響を及ぼすこととなる。
- 8 このほか、できるかぎり計画的・規則的な配分を行うべきことも要請される。
- 9 もちろん、配分対象額に係る見積もりの変化分（期待外損益の累積分としての性質を有するもの）を従業

退職給付費用の期間配分（米山）

員の退職まで一切認識せず、退職と同時にすべての誤差を修正する方法を採ることもできる。この場合も、要配分額が期間内にもともかくも配分し尽くされることとなる。しかし配分総額に係る見積もりの変化が明らかとなっている以上、この事実が期間損益に影響を及ぼさないようにする必要は感じられない。

- 10 要配分額に係る見積もりの変化はキャッシュフローの裏づけを欠いている。このように期待の次元にとどまる変化は、事業投資の成果をとらえる際、原則として期間損益に反映させないことになっていた。にもかかわらずここでは、要配分額の変化は損益計算のありかたに反映させるべきというインプリケーションが得られている。上記のふたつに首尾一貫した解釈を与えるためには、要配分額の変化と未実現「のれん」の変化分とを区別しなければならない。避けるべきは、要配分額や配分期間が不変にもかかわらず、「のれん」の変化分をストック評価額に反映させるような操作である。
- 11 この（過年度）修正損益は「保険数理上の差異」の構成要素として現れてくる。割引率が低下した場合は見積もりの修正により損失が計上されることとなるが、これは勤務費用の計上不足額を反映したものなのか、それとも利息費用の不足分なのか、あるいは両者が渾然一体となっているのかは定かでない。
- 12 ほんらいなら、「保険数理上の差異」の発生原因を、配分対象の大きさや配分期間の修正に関わるものに限定する必要がある。

【参考文献】

- Accounting Principles Board (APB), *APB Opinion No.20, Accounting Changes*, 1971.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards No.87, Employers' Accounting for Pensions*, 1985a.
- FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements*, 1985b.
- FASB, *Discussion Memorandum, Present Value-Based Measurements in Accounting*, 1990.
- FASB, *Proposed Statement of Financial Accounting Standards: Accounting for Certain Liabilities Related to Closure or Removal of Long-Lived Assets*, 1996a.
- FASB, *Special Report, The FASB Project on Present Value Based Measurements, an Analysis of Deliberations and Techniques*, 1996b.
- FASB, *Exposure Draft, Using Cash Flow Information in Accounting Measurement*, 1997.
- FASB, *Exposure Draft(revised), Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement*, 1999.
- 井尻雄士「アメリカ会計の変貌と展望」『会計』第153巻第1号, 117-135ページ。
- 井尻雄士「21世紀の評価論とその周辺の展望」中野勲・山地秀俊編著『21世紀の会計評価論』勁草書房, 1998年。
- 伊藤邦雄「負債会計の進展にみる現代会計のチャレンジ —忍び寄るバルネラビリティ（脆弱性）とパラドックス—」『企業会計』第46巻第8号, 1994年8月, 26-31ページ。
- 伊藤邦雄・井尻雄士「対談 21世紀の会計を展望する」『企業会計』第49巻第13号, 1997年12月, 48-73ページ。
- 今福愛志「資産負債アプローチと負債評価」『企業会計』第46巻第8号, 1994年8月, 47-53ページ。

- 今福愛志「労働債務の会計学序説」『JICPAジャーナル』通算第489号, 1996年4月, 73-77ページ。
- 今福愛志「年金負債の会計制度問題」『會計』第153巻第2号, 44-57ページ。
- 今福愛志「我が国の『退職給付に係る会計基準』の基本的枠組み」『JICPAジャーナル』通算第518号, 1998年9月, 22-27ページ。
- 今福愛志「年金費用の性格」『税経通信』1998年11月, 17-23ページ。
- 岩室充「解説 退職給付に関する新たな会計基準について」『COFRIジャーナル』1998年8月, 22-27ページ。
- 大蔵省企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」, 1960年。
- 企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」『JICPAジャーナル』通算第517号, 1998年8月, 103-108ページ。
- 企業財務懇談会「企業年金に係る会計処理基準の検討にあたっての論点の整理」『JICPAジャーナル』通算第501号, 1997年4月, 116-120ページ。
- 財団法人企業財務制度研究会編『年金会計 (COFRI実務研究叢書)』中央経済社, 1999年。
- 斎藤静樹「企業会計 利益の測定と開示」東京大学出版会, 1988年。
- 斎藤静樹「企業会計における価値と原価 —資産評価の根底にあるもの—」前田貞芳編『変貌する社会と会計 —社会科学的アプローチ— (浅羽二郎先生古稀記念論文集)』森山書店, 1995年。
- 斎藤静樹「財務会計における認識領域の拡大 —統一論題に寄せて—」『會計』第153巻第2号, 1-15ページ。
- 斎藤静樹 (座長)「財務会計: 会計認識領域の拡大 —現状と課題— (円卓討論)」『會計』第153巻第2号, 105-137ページ。
- ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス編集部編『コーポレート・ガバナンス革命 企業年金の再構築』ダイヤモンド社, 1998年。
- 田中建二「負債の時価評価序説」『JICPAジャーナル』通算第467号, 1994年6月, 28-32ページ。
- 田中建二「オフバランス取引の認識」『企業会計』第51巻第1号, 1999年1月, 177-183ページ。
- 田中建二「連載: 時価会計入門第9回・完 現在価値測定の浸透」『企業会計』第49巻第13号, 1997年12月, 94-99ページ。
- 徳賀芳弘「伝統的な負債概念から新しい負債概念へ —米国における変化」『企業会計』第46巻第8号, 1994年8月, 67-74ページ。
- 細井庸弘「『現在価値の論点』—FASBのプロジェクトを中心に—」『COFRIジャーナル』第35号, 1999年6月, 66-79ページ。
- 松本敏史「わが国の退職給付会計統合の視点 —退職給与引当金会計と年金会計—」『會計』第148巻第5号, 48-63ページ。
- 弥永真生「現在価値計算と商法計算規定」『企業会計』第47巻第1号, 1995年1月, 77-83ページ。
- 弥永真生「負債の会計と企業会計法〔I〕〔II〕〔III〕〔IV〕」『商事法務』第1420号 (1996年4月15日), 第1421号 (1996年4月25日), 第1424号 (1996年6月5日), 第1425号 (1996年6月15日)。
- 米山正樹「退職費用と退職給付債務 —論点の確認および整理—」学習院大学経済経営研究所 Discussion Paper Series No.99-1, 1999年4月。

- 米山正樹「資産の減損と簿価修正 —問題の所在—」『経済論集（学習院大学）』第35巻第2号，1998年8月，117-138ページ。
- 米山正樹「長期金銭債権の減損 —基本的な着眼点—」『経済論集（学習院大学）』第35巻第2号，1998年8月，139-149ページ。
- 米山正樹「減損と『見積もりの修正』—『期待の変質』なき評価の切り下げ—」『経済論集（学習院大学）』第35巻第3/4合併号，1999年1月，205-219ページ。
- 米山正樹「減損と『再投資』—『期待の変質』を伴う評価の切り下げ—」『経済論集（学習院大学）』第35巻第3/4合併号，1999年1月，220-231ページ。
- 米山正樹「不良債権をめぐる米国のルール —FASB基準書第114号および第118号—」『経済論集（学習院大学）』第36巻第1号，1999年4月，103-118ページ。
- 米山正樹「事業用資産の減損(1) —『ねらい』の変化による評価の切り下げ—」『経済論集（学習院大学）』第36巻第1号，1999年4月，119-133ページ。
- 米山正樹「事業用資産の減損(2) —もうひとつの考えかた—」『経済論集（学習院大学）』第36巻第2号，1999年8月。
- 米山正樹「簿価の切り下げにみられる評価と配分 —要約・含意および展望—」『経済論集（学習院大学）』第36巻第2号，1999年8月。